

同時法って？

その成果と課題

—同時法50年—

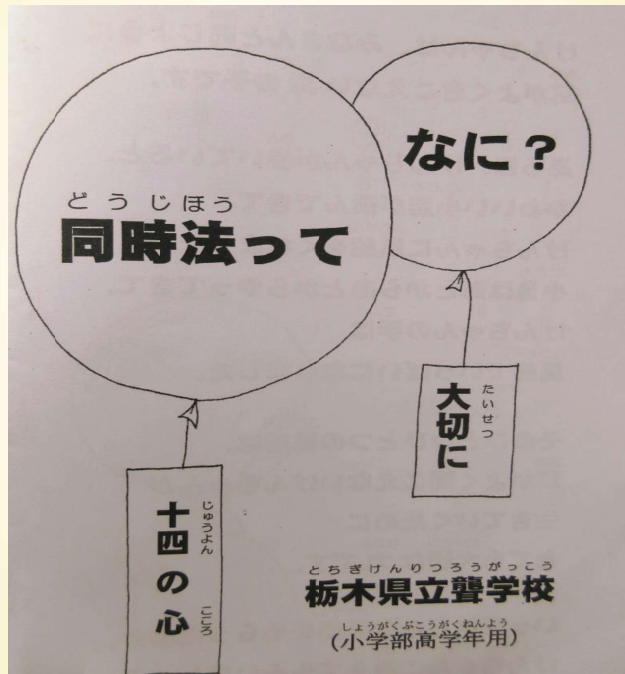
児童生徒への啓発「十四の心」

▶パンフレットの作成

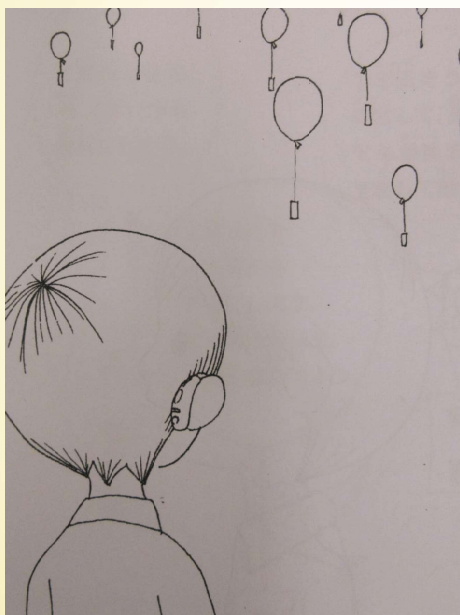
- ・小学部低学年用
- ・小学部高学年用
- ・中学部用
- ・高等部用

聴

児童生徒への啓発「十四の心」



「同時法ってなに？」 —十四の心を大切に—（小高用）



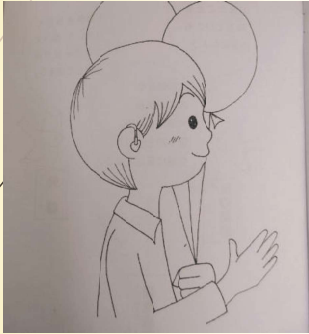
けんちゃんは、みなさんと同じように耳がよく聞こえない男の子です。

ある日、けんちゃんが歩いていると、かわいい小鳥が飛んできて、けんちゃんに風船をくれました。

小鳥はあとからあとからやってきて、けんちゃんの手は風船でいっぱいになりました。

「同時法ってなに？」

一十四の心を大切にー（小高用）

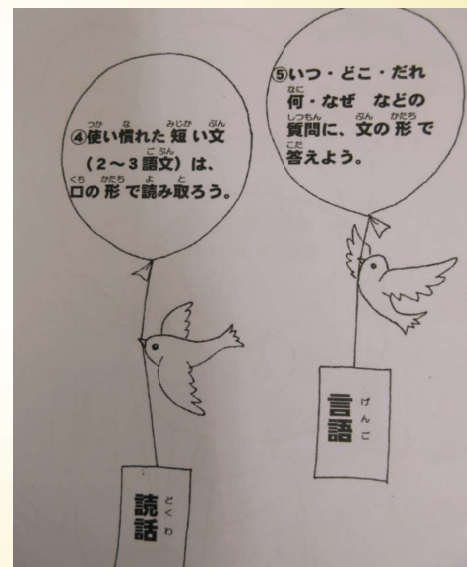
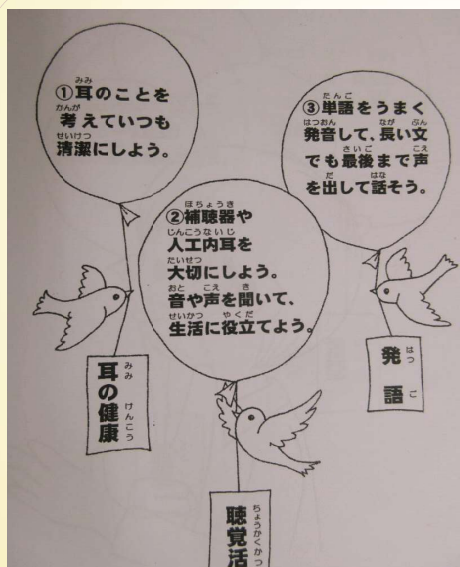


そのひとつひとつの風船は、
耳がよく聞こえないけんちゃんが
生きていくために
とても大切な力です。

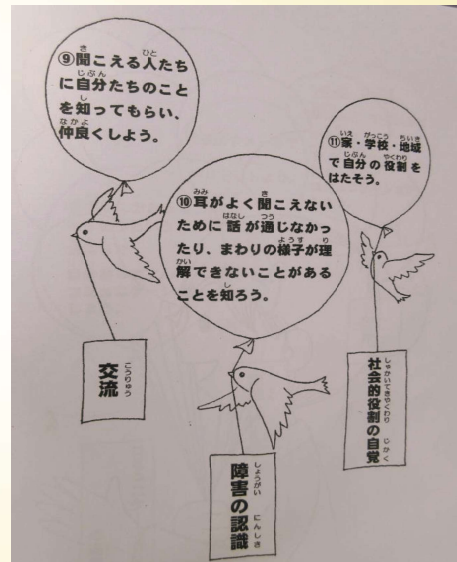
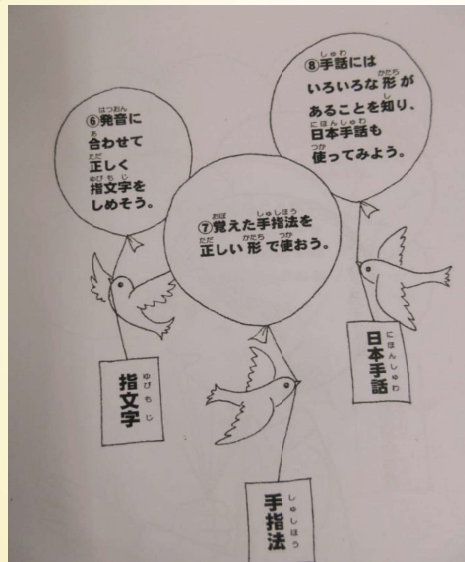
いったいどんな風船をもらったのか、
けんちゃんに教えてもらいましょう。

「同時法ってなに？」

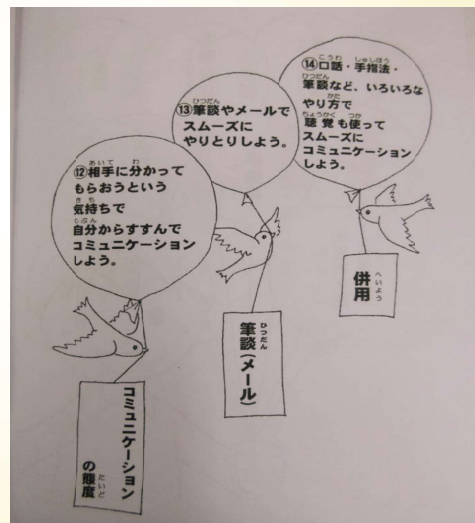
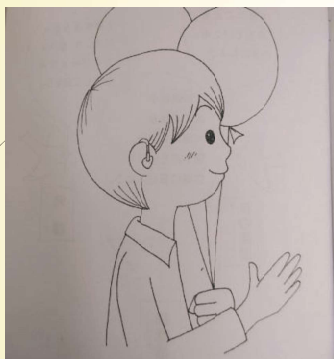
一十四の心を大切にー（小高用）



「同時法ってなに？」 一十四の心を大切にー（小高用）

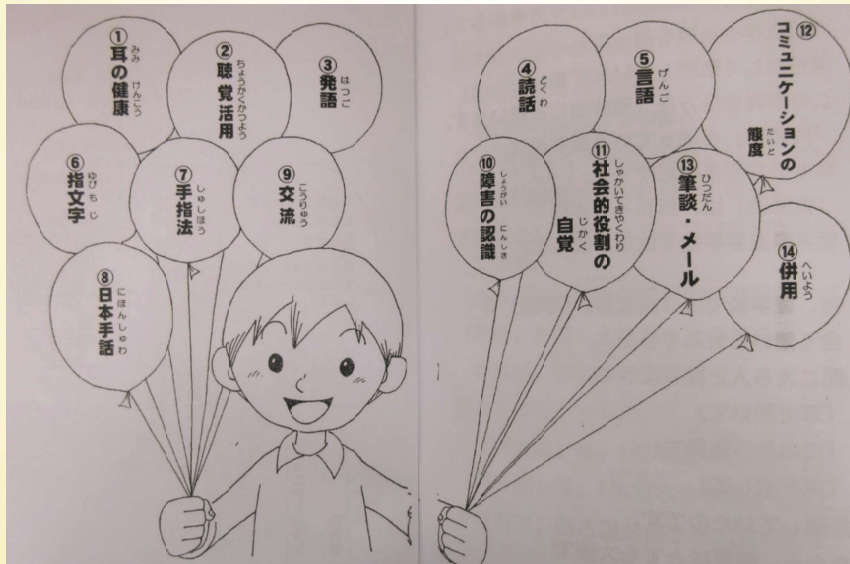


「同時法ってなに？」 一十四の心を大切にー（小高用）



「同時法ってなに？」

一十四の心を大切にー（小高用）



「同時法ってなに？」

一十四の心を大切にー（小高用）

みなさんは「耳で聞いて」「声を出して」

「指文字や手話を使って」

毎日楽しく学習していますね。

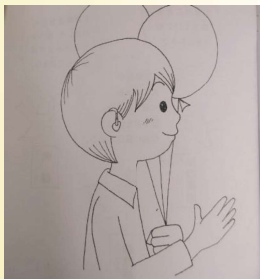
この勉強の仕方を「同時法」と言います。

「同時法」を使っている聾学校は、

栃木県立聾学校だけです。

「同時法」は昭和43年に

栃木県立聾学校で生まれました。



「同時法ってなに？」

—十四の心を大切に—（小高用）

昔、聾学校では「指文字」「手話」を全く使いませんでした。

聞こえる人と同じように

「耳で聴いて」「口の動きを見て」「声を出して」勉強をしていたのです。

だから、授業はとても大変で分かりにくいものでした。

「同時法ってなに？」

—十四の心を大切に—（小高用）

そこで、今から約40年前（現在では50年前）の栃木県立聾学校の先生たちは

「同時法」を考えました。

その時の先生たちの気持ちは、

- ①授業がよく分かるようになってほしい。
- ②正しい日本語を身につけてほしい。
- ③聾者としてほこりを持って生きてほしい。

でした。



「同時法ってなに？」

一十四の心を大切にー（小高用）

こうして、栃木県立聾学校では
「手話」を使うことになったのです。

これは、日本中の聾学校で
初めてのことでした。

「同時法」は「日本語に合わせて」「声を出して」
「指文字や手話を使う」やり方で、
日本語対応手話と言います。



「同時法ってなに？」

一十四の心を大切にー（小高用）

「同時法」を作るのは、とても大変でした。
アメリカの聾学校に見学に行ったり、
手話についてみんなで勉強したり、
日本語にあった手話の形を考えたり、
話に合わせて速くできる指文字の形を
考えたりしました。



「同時法ってなに？」

一十四の心を大切にー（小高用）

「同時法」のルールや骨組み（大切なポイント）も
何度も何度も話し合って決めました。

それが、14の風船、十四の心です。

そう、みなさんがさっき勉強した

14の風船は、大切な大切な

「同時法の心」だったのです。



「同時法ってなに？」

一十四の心を大切にー（小高用）

みなさんは、

手話や指文字を使うことだけが

同時法だと思っていませんか。

これからは、「同時法」を作ってくれた

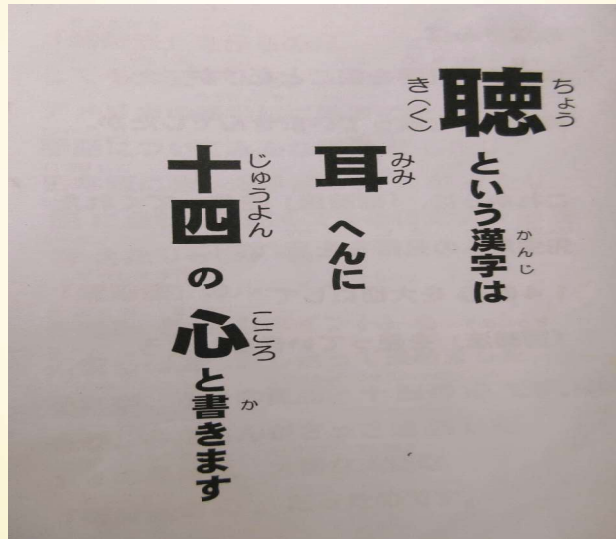
先生たちの気持ちを忘れずに、

14の心を大切に

「同時法」を使っていきましょう。

「同時法ってなに？」

—十四の心を大切に— (小高用)



1 同時法導入の動機

- (1) 日本語を身につけさせたい
- (2) わかる授業(コミュニケーション)をしたい
- (3) 聾者としての誇りを持たせたい
- (4) 生徒指導をきちんとやりたい
- (5) 重複障害者のコミュニケーションを確立したい

2 めざす人間像

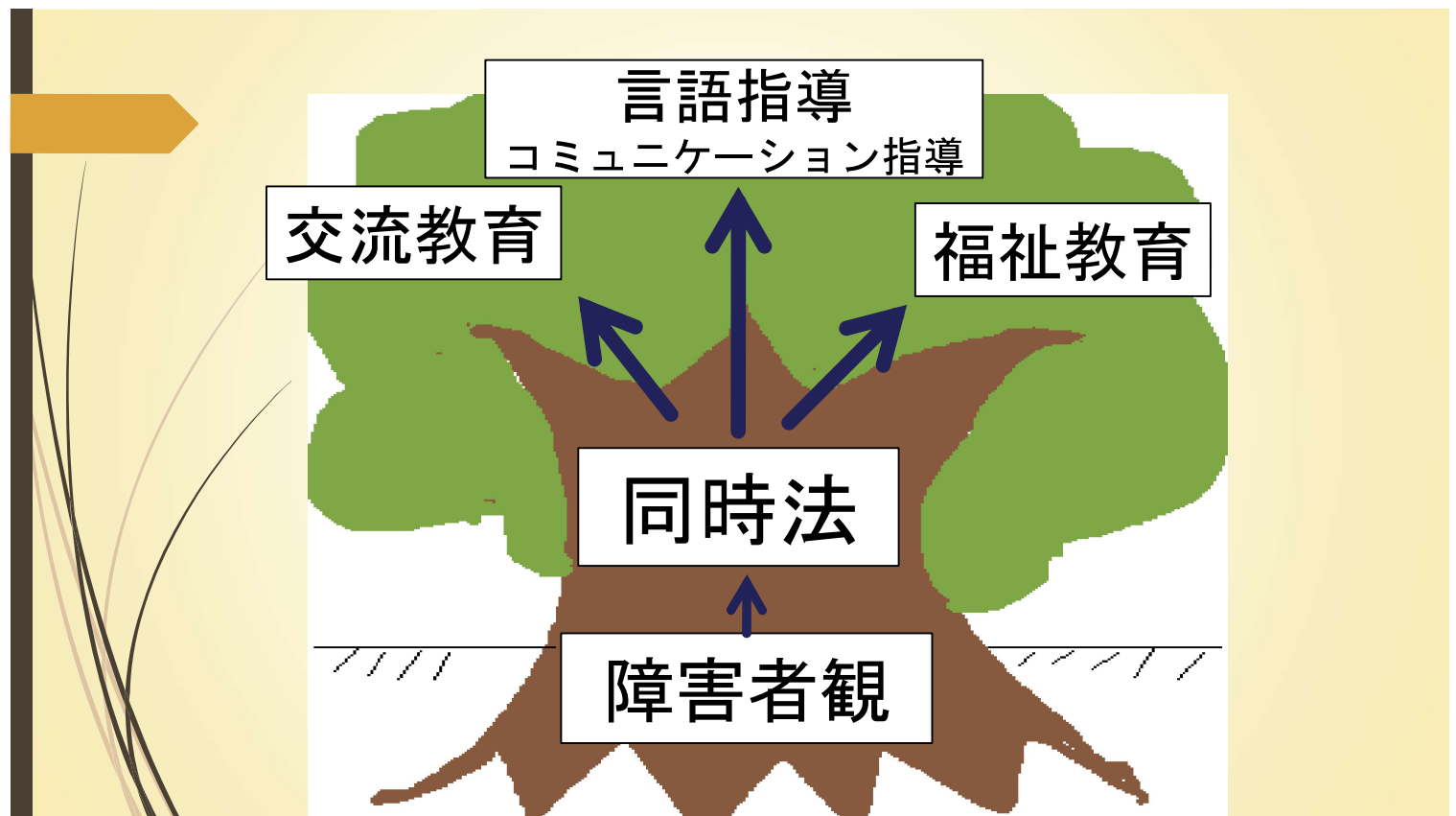
①聴覚障害者として積極的に生き、
聴覚障害者としての役割を担うこと
のできる人間

②お互いの立場を尊重しながら聴覚
障害者として社会の一員となり共に
生きていくことのできる人間

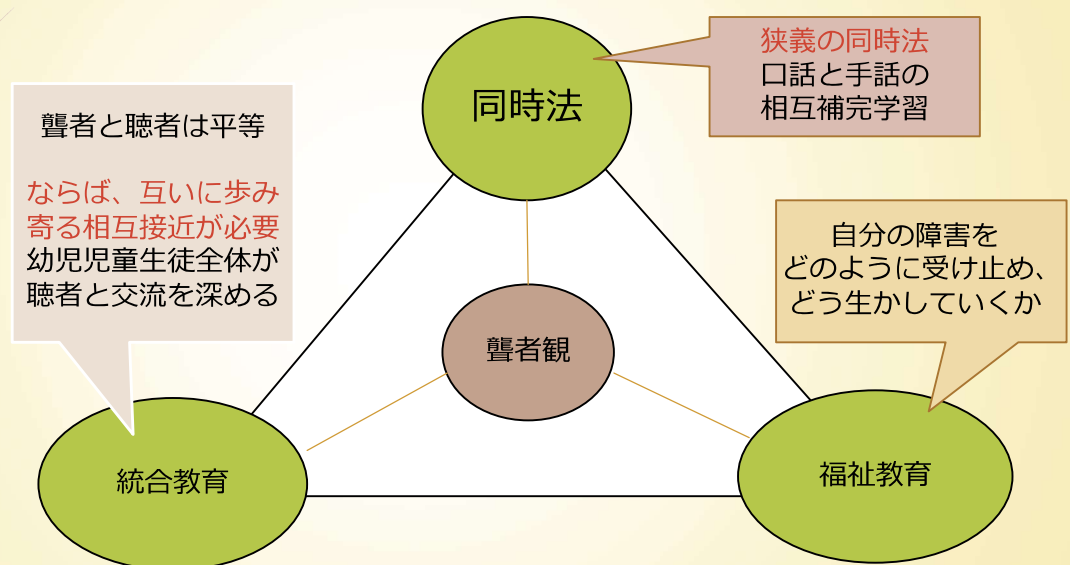


3 同時法の基本となる考え方 (障害者観)

- ▶「この社会は、聾者と聴者で構成しており、相互にその立場を尊重し合うものとする。聾者は、聴者のようになる必要はなく、聾者が聾者として生きていくことは当然の人間の権利である。聾者が聾者として生きてゆく意義は高揚されるべきものだと思う。」



4 広義の同時法



同時法と交流教育①

交流教育

- 「聴覚障害児が聴児を理解する活動」
- 「聴児が聴覚障害児を理解する活動」

自分たちのことを良く理解してもらうために積極的に働きかける方法を具体的に学習し実践する場

「聴覚障害者として」
自分を理解し、
聴覚障害に対する
考えを深める

同時法と交流教育②

交流教育を通して見えてきたこと

聴覚障害児 = 制約が多いもの
聴児 = 制約が少ないもの

相互理解が
重要

(学校内でも)

重複障害学級 = 制約が多いもの
通常の学級 = 制約が少ないもの

交流

交流教育に位置付け

多くの場面で、混合グループによる活動